

事務事業	所属	手段	意図	指標名	実績値	達成率 (%)	H30事業費 H30人件費	R1事業費 R1人件費	総合 評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
				単位	目標値						
議会運営費	議会事務局	本会議・各委員会・全員協議会等の運営、議会だより（音訳・点訳版含む）の作成・配布、会議録の作成及び会議録検索システムの運用、CATV・インターネットによる議会中継及び録画番組の制作、行政視察受け入れ等	各会議の適正な運営を行うとともに、議会を活性化し、その活動状況を広くPRする。また、行政視察の受け入れ拡充により、全国への本市のPRにつながり、さらに経済効果も期待できる。	行政視察受入件数	92	115.0	16,344	17,221	A	議会の活性化は、立案機能・監視機能の強化のため必要不可欠であり、引き続き議会改革を進めていく。また、本市の特色ある事業を積極的に情報発信し、本市のPRや経済効果に資する事業としていく。	引き続き議会改革に努めるとともに、積極的に行政視察を受け入れ、本市のPRと経済効果に資する。また、議会運営へのタブレット導入によるコスト増が想定されるため、議事録の自動反訳システムの導入などコスト削減への方策を検討する。
				件	80		62,622	62,791			
議会活動及び政治活動事業費	議会事務局	政務活動費の交付、各委員会の行政視察、加盟団体負担金・会議等出席	議会活動及び政治活動として、議員の調査研究に資するための事業である、また、関係団体に加盟し、情報収集・調査研究を行い、会派及び議員個人の能力向上を図る。	政策立案・提言・機関意思決定件数	7	41.2	17,800	23,083	A	議員・議会の資質向上につながる事業であり、引き続き取り組んでいく。また、政務活動費の領収書公開など、市民への説明責任を果たすべく取り組んでいくが、さらに改善の余地はないか研究していく必要がある。	積極的に研修を開催すること等により、議員、職員の資質を向上し、政策決定能力を高めていく。
				件	17		11,148	11,261			
選挙管理事務費	選挙管理委員会事務局	定例選挙管理委員会の開催、永久選挙人名簿・在外選挙人名簿・海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の調製、縦覧及び閲覧事務、滞在地及び船員の不在者投票事務、検察審査員候補者及び裁判員候補者の選定など	選挙環境の向上	定例選挙管理委員会開催数	12	100.0	2,227	2,282	A	法令により市が処理することとされている。	
				回	12		4,774	7,711			
選挙常時啓発事業費	選挙管理委員会事務局	新たに有権者となる18歳、児童生徒等への啓発、明るい選挙推進協議会の開催等	投票率の向上	明るい選挙推進協議会開催数	3	100.0	162	239	A	若年層をはじめ投票率の低下傾向は近年、全国的にも続く傾向である。このため、常時啓発の手法を改良しながら継続していくことが必要である。	
				回	3		9,547	5,508			
土地改良区総代選挙事務費	選挙管理委員会事務局	土地改良区総代総選挙の適正な管理執行	公正な選挙	選挙執行回数	1	100.0	36	0	A		法改正により平成30年度をもって事業終了
				回	1		734	0			
県議会議員選挙事務費	選挙管理委員会事務局	山口県議会議員選挙の適正な管理執行	公正な選挙	選挙執行回数	1	100.0	5,495	46,500	A	法令により市が実施することとされている。	
				回	1		10,282	8,813			
市長選挙事務費	選挙管理委員会事務局	周南市長選挙の適正な管理執行	公正な選挙	選挙執行回数	1	100.0	1,972	58,477	A	法令により市が実施することとされている。	
				回	1		7,711	8,813			
市議会議員補欠選挙事務費	選挙管理委員会事務局	周南市議会議員補欠選挙の適正な管理執行	公正な選挙	選挙執行回数	1	100.0	2,084	19,482	A	法令により市が実施することとされている。	
				回	1		3,672	3,672			
監査委員事務費	監査委員事務局	例月現金出納検査、決算審査、定期監査、財政援助団体等監査、健全化判断比率等審査、住民監査請求に係る監査等の実施。	法令に定められた権限に基づき監査等を実施し、その結果に関する報告を決定し、これを議会及び市長に提出し公表するなどにより、民主的かつ効率的な行政の執行確保に資し、もって住民の福祉の増進と地方自治の本旨の実現に寄与する。	監査等の実施	109	100.0	880	1,025	A	監査委員制度は、地方自治法に定められた制度であり、これからも法の趣旨に基づき監査業務を遂行していく必要がある。	総務省の指針に基づき、令和2年度より監査基準を改訂する。
				回	109		35,618	35,618			
公平委員会費	公平委員会事務局	・定例会の開催（毎月） ・職員団体の登録申請の受理 ・職員の勤務条件に関する措置の要求に対する審査又は判定 ・職員に対する不利益処分に関する審査請求に対する裁決又は決定 ・職員からの苦情相談の処理	地方自治法及び地方公務員法に基づき、職員の勤務条件に関する措置の要求に対する審査又は判定、職員に対する不利益処分に関する審査請求に対する裁決又は決定、職員からの苦情相談の処理、職員団体の登録に関すること等、公平委員会の業務を行う。	公平委員会の開催	12	100.0	1,724	1,737	A	公平委員会は、地方自治法及び地方公務員法に基づき、職員の利益保護のための中立的かつ専門的機関であり、今後もそのための業務を継続して遂行していく必要がある。	公平委員会は、法に基づき、今後も職員の利益保護のため中立的かつ専門的機関として業務を遂行していく必要があり、そのための方策を講じていくことが大切である。
				回	12		1,102	1,102			
農業委員会事務費	農業委員会事務局	○農地の売買・貸し借りの許可（農地法第3条関連）や農地転用の許可及び届出受理（農地法第4条・第5条関連）、遊休農地対策、違反転用防止対策など農地に関する業務をはじめ、農地の税制や農業者年金に関わる業務を行う。 ○農業者の公的代表機関として、農業等に関する事項について、意見の公表や他の行政庁への建議を行うほか、行政庁への諮問に応じて答申を行う。 ○法令に基づいた業務を執行するため、農業委員や農地利用最適化推進委員への報酬やその他事務経費の支払いを行う。	○法令に基づき農地の権利移動や転用の審査を正確、迅速、公正に処理する。 ○農地等の利用の最適化の推進を図り、農地等の利用の効率化及び高度化の促進を行う。	国による適正な事務実施の評価	0	-	35,251	43,301	B		遊休農地が解消されるように、農業委員及び農地利用最適化推進委員と連携を図りながら、確実に実施する。
				件	0		36,720	44,064			